

生態系ネットワークの実施体制

越後平野における 生態系ネットワーク推進協議会

構成：学識者、市民団体、市町村、新潟県、環境省、
農林水産省、国土交通省

ハード面の取組み：各主体が実施する生物多様性の保全・
配慮の取組みを尊重しつつ、全体構想
の策定など方向性を設定し推進する。

- ・生物の生息・生育・繁殖の場所の整備や保全
- ・水際の連続性の確保や改善 等

ソフト面の取組み：情報の共有や発信、環境調査、普及啓発
活動、イベント等について、連携・協働し
て推進する。

関係機関担当者連絡会

行政の関係機関相互の連絡調整、推進協
議会開催に向けた事前調整（必要に応じて
開催）

生息環境検討部会

検討事項：越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出の検討、実施等
構成：生態系・水辺環境などに係る有識者・団体、国県市町村

自然環境活用部会

検討事項：指標種をはじめ水辺に係る地域資源を活かした地域振興・経済活性化
構成：地域振興、地場産業、普及広報・教育などに係る有識者・団体
（報道機関、金融機関、農業関係者、観光関係者、商工関係者、企業等）

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

設立趣旨

越後平野には、我が国屈指の大河である信濃川、阿賀野川をはじめ、数多くの中小河川や潟湖、広大な水田、中にはラムサール条約湿地に登録された国際的に重要な地域も含まれているなど、多様な水辺環境が存在しており、それらは生物の貴重な生息環境となっています。

近年、国土形成計画等の行政計画に基づき、持続可能な国土形成に資する取組みとして生態系ネットワークの推進が掲げられ、生態系の広域的なつながりを示す大型水鳥類等を指標とした水辺環境の保全・再生や、その成果を活かした観光や農業等の地域振興の取組みが、全国各地で進められています。

越後平野においても、トキ・ハクチョウをシンボルとして、その安定的な生息に向けた地域間の情報交換や様々な活動を通じて、生態系ネットワークの形成を実現していく必要性が高まっています。

このため、越後平野において、多様な主体が連携・協働を進めることで、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指すことを目的として、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」を設立します。

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

規約（改訂案）

（目的・名称）

第1条 越後平野において、河川、田園、里潟等の水辺の生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、多様な主体が連携・協働し、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指すことを目的として、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会では、主に以下の事項について協議する。

- （1）越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関する事
- （2）越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する事
- （3）越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第3条 協議会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会には会長1名を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、事務局の推薦により職務代行者を定める。
- 6 協議会は、部会等の下部組織を置くことができる。

（協議会の招集）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

（部会）

第5条 協議会に「生息環境検討部会」及び「自然環境活用部会」を置く。

- 2 協議会規約第2条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じて、部会に下部組織を置くことができる。
- 3 生息環境検討部会においては、協議会規約第2条の内、指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する事などを検討する。

- 4 自然環境活用部会においては、協議会規約第2条の内、指標種を活かした地域の活性化、地域づくりに関することなどを検討する。
- 5 各部会の運営の必要な事項は、各部会で定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。

令和 4年 2月14日一部改訂

別表 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

(敬称省略)

		氏名(敬称略)	所属等
学識有識者 ※		河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
		関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
		藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
		細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
NPO・団体 ※		佐藤 巖	瓢湖の白鳥を守る会
		佐藤 安男	新潟県水鳥湖沼ネットワーク
		鈴木 重吉	一般社団法人長岡市緑地協会
		千葉 晃	新潟県野鳥愛護会
		餅谷 紀男	北陸建設振興会議 NPO研究委員会
行政	新潟県	県民生活・環境部長	新潟県県民生活・環境部
		農林水産部長	新潟県農林水産部
		農地部長	新潟県農地部
		土木部長	新潟県土木部
	新潟市	環境部長	新潟市環境部
		農林水産部長	新潟市農林水産部
		土木部長	新潟市土木部
	長岡市	環境部長	長岡市環境部
	新発田市	課長	新発田市環境衛生課
	阿賀野市	民生部長	阿賀野市民生部
	農林水産省	農村環境課長	北陸農政局農村振興部農村環境課
	環境省	野生生物課長	関東地方環境事務所
国土交通省	河川部長	北陸地方整備局河川部	
	事務所長	信濃川河川事務所	
	事務所長	信濃川下流河川事務所	
	事務所長	阿賀野川河川事務所	
オブザーバ	佐渡市	農業政策課長	佐渡市農業政策課

※五十音順(氏名)

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

生息環境検討部会 設立趣旨（案）

越後平野においては、令和元年7月に「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」（以下、「協議会」）が設立され、ガン類・ハクチョウ類・トキを指標種・シンボルとした河川を基軸とした生態系ネットワークの形成と自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指し、多様な主体との協議の下、具体的な取組みに向けた検討が進められています。

協議会は、越後平野における生態系ネットワークの全体構想や行動計画の検討のほか、情報を共有し、課題抽出や解決策の方針など、全体の方向性に関わる事項を議論する場として機能します。一方、指標種の生息環境づくりや人・地域づくりに関わる具体的な検討事項については、協議会の下に設置する「生息環境検討部会」と「自然環境活用部会」が担うという体制で役割分担し、両部会では、協議会から提示された課題（全体構想や行動計画の策定・見直しも含む）や、部会内で起案された課題や検討事項などについて、それぞれ検討、議論を行います。

生息環境検討部会は、越後平野における生物多様性を目指して、河川、潟池、水田、水路などの湿地、その周辺の里山、森林を含めた生態系ネットワーク形成を推進するため、指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する検討を行うことを目的として設置します。

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

生息環境検討部会 規約（案）

（名称）

第1条 越後平野において、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という。）規約第6条に基づき「生息環境検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討部会は、次の事項について、検討を行う。

- （1）協議会規約第2条の内、指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関すること
- （2）その他、協議会の会長又は部会長が必要と認める事項

（構成）

第3条 検討部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によりこれらを定める。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長又は副部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会に報告する。
- 4 委員は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（検討部会の招集）

第4条 検討部会は、協議会の会長又は部会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が検討部会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 検討部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 検討部会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

（会議等の公開）

第6条 検討部会の会議は原則として非公開する。会議資料及び議事要旨については、会議後に公表する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

別表 生息環境検討部会 委員名簿(案)

		氏名(敬称略)	所属等
学識有識者※		河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
		関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
		藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
団体		佐藤 安男	新潟県水鳥湖沼ネットワーク
行政	農林水産省	農村環境課長	北陸農政局 農村振興部 農村環境課
	環境省	野生生物課長	関東地方環境事務所 野生生物課
	新潟県	課長補佐	新潟県 県民生活・環境部 環境企画課
		課長補佐	新潟県 農林水産部 農産園芸課
		課長補佐	新潟県 農地部 農地計画課
		課長補佐	新潟県 土木部 河川整備課
	新潟市	環境政策課長	新潟市 環境部 環境政策課
		農村整備・水産課長	新潟市 農林水産部 農村整備・水産課
		土木総務課長	新潟市 土木部 土木総務課
	長岡市	環境対策担当係長	長岡市 環境部 環境政策課
	新発田市	環境衛生課長	新発田市 環境衛生課
	国土交通省	総括保全対策官	信濃川河川事務所
		副所長	信濃川下流河川事務所
		副所長	阿賀野川河川事務所
オブザーバー	農業政策課長	佐渡市 農業政策課長	

※五十音順(氏名)

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

自然環境活用部会 設立趣旨（案）

越後平野においては、令和元年に「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」が設立され、ガン類・ハクチョウ類・トキを指標種とした生態系ネットワークの形成と、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指し、多様な主体との協議の下、具体的な取組みに向けた検討が進められています。

協議会は、越後平野生態系ネットワークの全体構想や行動計画の検討のほか、情報を共有し、課題抽出や解決策の方針など、全体の方向性に関わる事項を議論する場として機能します。一方、生息環境づくりや地域づくりに関わる具体的な検討事項については、協議会の下に設置する「生息環境検討部会」と「自然環境活用部会」が扱うという体制で役割分担し、両部会では、協議会から提示された課題（全体構想や行動計画の策定・見直しも含む）、部会内で起案された取組事項などについて、それぞれ検討、議論を行います。

自然環境活用部会は、指標種をはじめ水辺に係る地域資源を活かした地域振興・経済活性化を目指して、協議会や生息環境検討部会との連携の下、普及啓発、広報、イベント、環境学習などを通じた、生態系ネットワークの重要性や認知度の向上、地域への愛着心の醸成と、これらの意識向上や機運を活かした、環境保全型の農産物や加工品のブランド化、自然資源の観光への活用、関係人口の増加、ボランティア活動の活性化などの推進に向けた検討を行うことを目的として設置します。

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

自然環境活用部会 規約（案）

（名称）

第1条 「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」（以下、協議会という。）規約第5条に基づき「自然環境活用部会」（以下「活用部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 活用部会は、次の事項について、検討を行う。

- （1）協議会規約第2条の内、指標種を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- （2）その他、協議会の会長又は部会長が必要と認める事項

（構成）

第3条 活用部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によってこれらを定める。

- 2 部会長は、活用部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長又は副部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会へ報告する。
- 4 委員は別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（活用部会の招集）

第4条 活用部会は、協議会の会長又は活用部会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が活用部会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 活用部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

（会議の公開）

第6条 活用部会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、活用部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

別表 自然環境活用部会 委員名簿(案)

氏名 (敬称略)	所属等
青木 浩一	公益社団法人 新潟県観光協会 次長
岡田 雅彦	新潟県生活協同組合連合会 専務理事
河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学部研究部 准教授
関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
土田 義則	新潟県商工会連合会 事務局長
鶴間 尚	新潟日報社 営業総括本部 執行役員・総合プロデュース室長
藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
山田 秀行	豊栄商工同友会副会長 新潟市北区観光協会長
農業政策課長	佐渡市 農業政策課

※五十音順